

2026 8月号 The Monthly Report

The public employment security office / Report & News / Hello work Aizuwakamatsu



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 福島労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare



ハローワーク会津若松

〒965-0877 会津若松市西栄町2-23
TEL0242(26)3333

ハローワーク喜多方

〒966-0853 喜多方市字千劫8374
TEL0241(22)4111

ハローワーク南会津

〒967-0004 南会津町田島字行司12
TEL0241(62)1101

●有効求人倍率(令和8年6月分) 会津地域:1.19倍 福島県:1.23倍 全国:1.18倍

●労働力調査(令和8年6月分) 完全失業率:2.5% 完全失業者数:178万人

*有効求人倍率:一般職業紹介状況(厚生労働省)、完全失業率:季節調整値。完全失業率、完全失業者数:「労働力調査結果」(総務省統計局)

■ 最近の雇用失業情勢(令和8年6月分)

●有効求人倍率は1.19倍(会津若松:1.27倍 喜多方:0.90倍 南会津:1.33倍)となり前年同月を0.03ポイント下回りました。

●正社員有効求人倍率は1.09倍で前年同月を0.01ポイント上回りました。

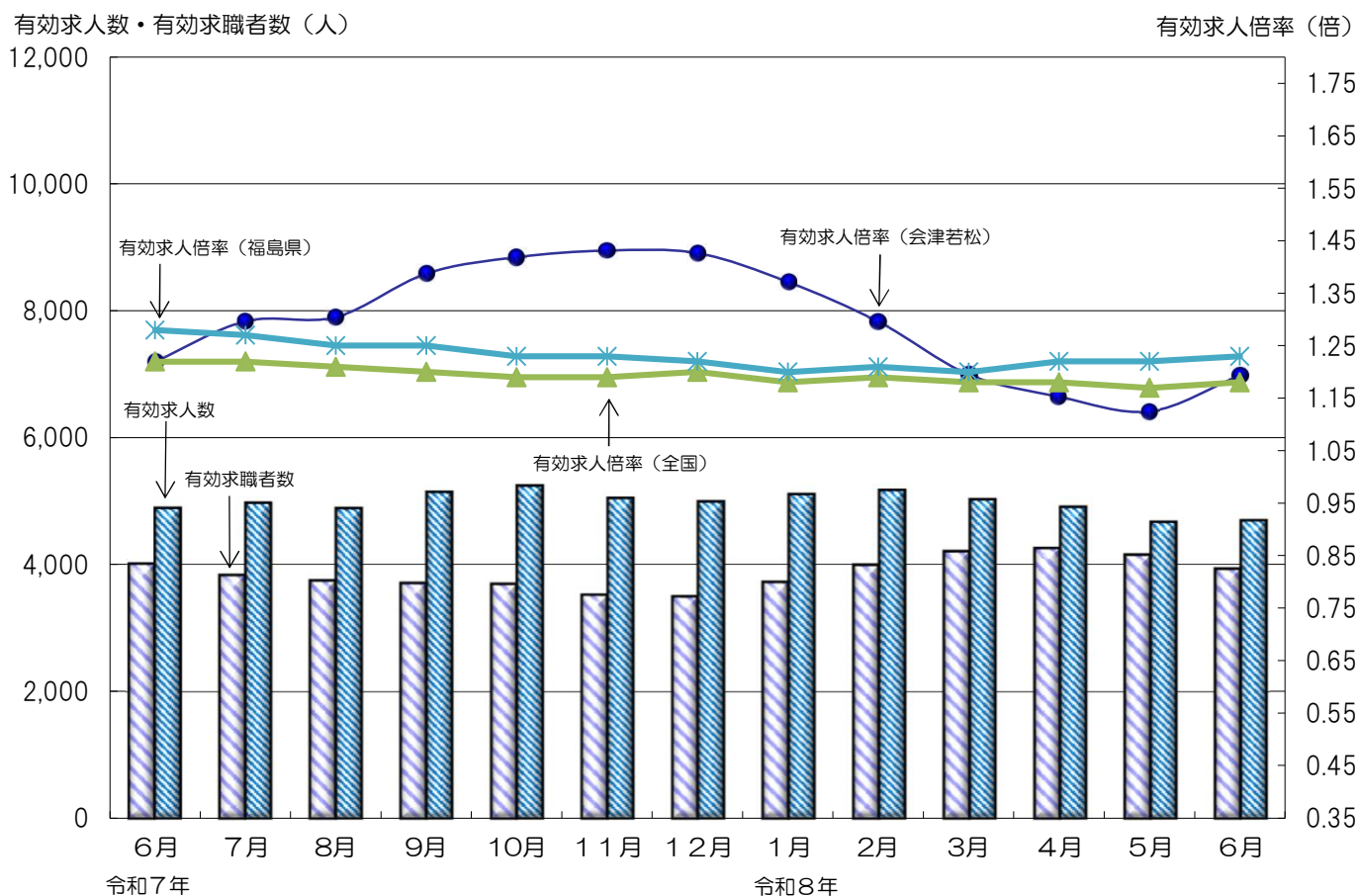
●求人数、求職者数をみると

- ・月間有効求人数は4,693人となり前年同月比196人減少(4.0%減)
- ・月間有効求職者数は3,931人となり前年同月比77人減少(1.9%減)
- ・新規求人数は1,849人となり前年同月比171人減少(8.5%減)
- ・新規求職者数は755人となり前年同月比42人減少(5.3%減)



福島労働局職業安定部・
ハローワーク
公式マスコットキャラクター
福まる

有効求人数、有効求職者数及び有効求人倍率の推移



■ 企業と高等学校の情報交換会を開催！

担当：ハローワーク会津若松職相第二部門
電話0242(26)3333 (42#)

令和8年6月26日（金）、ハローワーク会津若松の主催により「企業の採用担当者と高等学校の進路指導担当教諭の情報交換会」を開催しました。

当情報交換会は、活力ある地域づくりのため、一人でも多くの新卒者が地元就職し、職場定着が図られるよう、地元企業の特徴や求める人物像等について情報交換を行うことにより、ミスマッチを防ぐことを目的として、平成27年から開催しており、今回で12回目の開催となります。

当日は会津地域の高等学校15校と、ユースエール認定企業をはじめ、製造業、建設業、医療・福祉業など幅広い業種の企業19社が参加しました。高等学校の進路指導担当教諭がそれぞれの企業ブースを訪れ、企業の特徴や求める人物像について説明を受けるとともに、各高等学校からは生徒の求職動向について説明が行われるなど、活発な情報交換が行われました。



< 会場の様子 >



■ 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

担当：ハローワーク会津若松求人企画部門
電話0242(26)3333 (31#)

項目	令和8年6月				令和7年6月				前年同月比	
		男	女	常用		男	女	常用		常用
1 新規求人数	1,849	-	-	1,653	2,020	-	-	1,860	-8.5%	-11.1%
2 月間有効求人数	4,693	-	-	4,264	4,889	-	-	4,445	-4.0%	-4.1%
3 新規求職申込件数	755	347	408	750	797	408	389	790	-5.3%	-5.1%
うち45歳以上	422	227	195	419	426	230	196	420	-0.9%	-0.2%
4 月間有効求職者数	3,931	1,893	2,035	3,909	4,008	2,019	1,986	3,959	-1.9%	-1.3%
うち45歳以上	2,314	1,197	1,117	2,298	2,277	1,225	1,051	2,244	1.6%	2.4%
5 紹介件数	824	367	457	750	983	512	471	920	-16.2%	-18.5%
うち45歳以上	460	254	206	401	456	256	200	414	0.9%	-3.1%
6 就職件数	291	122	169	260	339	151	188	295	-14.2%	-11.9%
うち45歳以上	160	80	80	136	162	81	81	128	-1.2%	6.3%
7 充足数	284	-	-	250	327	-	-	282	-13.1%	-11.3%
8 新規求人倍率	2.45	-	-	2.20	2.53	-	-	2.35	-0.08	-0.15
9 有効求人倍率	1.19	-	-	1.09	1.22	-	-	1.12	-0.03	-0.03
10 就職率（%）	38.5	35.2	41.4	34.7	42.5	37.0	48.3	37.3	-4.0	-2.6
うち45歳以上	37.9	35.2	41.0	32.5	38.0	35.2	41.3	30.5	-0.1	2.0
11 充足率（%）	15.4	-	-	15.1	16.2	-	-	15.2	-0.8	-0.1

※学卒を除きパートを含む。就職率は新規求職者ベース。充足率は新規求人ベース。男女別の記載をしない求職登録が可能なため、男女計が一致しない場合があります。

■ みなみあいづ合同就職面接会 & 合同企業説明会について

担当：ハローワーク南会津
電話0241(62)1101

令和8年7月2日（木）、南会津町及び下郷町の主催、ハローワーク南会津の共催、福島県南会津地方振興局、南会津町商工会、下郷町商工会等の後援により、「みなみあいづ合同就職面接会 & 合同企業説明会」（会場：下郷ふれあいセンター）が開催されました。

第一部は、一般の求職者（U・Iターン希望者、学生を含む）を対象として「みなみあいづ合同就職面接会」が開催され、企業21社、求職者6名が参加しました。参加者はそれぞれの企業ブースを訪れ、人事担当者から仕事の具体的な内容について説明を受け、熱心に質問などをしていました。

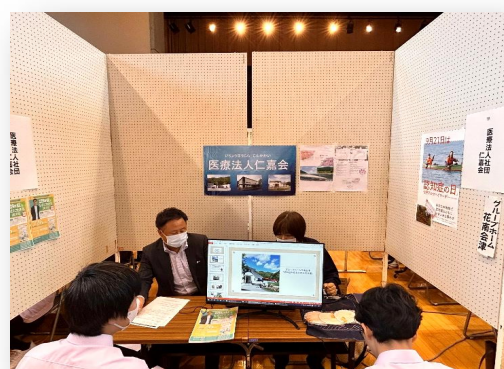
第二部は、高校生を対象として「みなみあいづ合同企業説明会」が開催され、企業36社、生徒83名（1年生43名、2年生22名、3年生18名）が参加しました。生徒はそれぞれの企業ブースを訪れ、人事担当者から事業内容等の説明を受け、メモを取りながら真剣に耳を傾けていました。

面接会や説明会に参加した求職者及び生徒からは、「地元企業への理解が深まった。」や「地元での就職を検討したい。」等の声が聞かれました。また、参加企業からは、「求職者及び生徒と直接話ができて良かった。」や「積極的に地元の生徒を採用したい。」等の声が聞かれました。

< 会場の様子 >



< 熱心に採用担当者の説明を聞く高校生 >



■ 会津地域子育て女性等の就職支援協議会を開催！

担当：ハローワーク会津若松職相第一部門
電話0242(26)3333（41#）

令和8年7月8日（水）、ハローワーク会津若松の主催により「会津地域子育て女性等の就職支援協議会」を開催しました。

当協議会は、「マザーズハローワーク（マザーズコーナー）事業」を円滑に実施するため、構成機関（福島労働局雇用環境・均等室、福島県会津地方振興局、会津若松市、（公財）福島県青少年育成・男女共生推進機構福島県男女共生センター等）により「子育て女性等就職支援ネットワーク」を構築し、構成機関の施策について相互の理解促進を図るとともに、子育て女性等の就職支援に係る具体的な連携事項を協議することを目的として、例年、この時期に開催しています。

協議会では、各構成機関の出席者から令和7年度における事業実績等の報告が行われ、また、令和8年度における事業方針等について協議を行うなど、活発な意見交換が行われました。



< 協議会の様子 >



事業主の皆さまへ 外国人労働者の雇用保険手続きをお忘れなく！



労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも日本人と等しく適用されます。

以下の要件に該当する労働者は、外国人であっても、原則として（※）、雇用保険の被保険者となりますので、速やかに加入手続きをお願いします。

※ ただし、出向等で日本に駐在している外国人であって、母国の失業補償制度に加入している方は日本の雇用保険の加入対象とはなりません。

＜雇用保険の適用要件＞

- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 31日以上雇用見込みがあること

また、労働施策総合推進法第28条により、外国人の雇入れ時と離職時に、氏名や在留資格などをハローワークに届け出ることが義務付けられています（※）。

雇入れ時の届出は、雇用保険の加入手続きと同時に行うことができます。

※ 特別永住者と在留資格が「外交」「公用」の場合は、届出の対象とはなりません。届出を怠ると30万円以下の罰金が科されます。

事業主の皆さまへ

外国人労働者の雇用保険手続きをお忘れなく！

労働関係法令および社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも日本人と等しく適用されます。

以下の要件に該当する労働者は、外国人であっても、原則として、雇用保険の被保険者となりますので、速やかに加入手続きをお願いします。

※ ただし、出向等で日本に駐在している外国人であって、母国の失業補償制度に加入している方は日本の雇用保険の加入対象とはなりません。

雇用保険の適用要件

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 31日以上雇用見込みがあること（注）

（注）②の適用要件について

31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当します。

例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されます。

- ・雇用契約に更新する旨の規定があり、31日未満での止めの明示がない
- ・雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約で雇用された労働者が31日以上雇用された実績がある

また、労働施策総合推進法第28条により、外国人の雇入れ時と離職時に、氏名・在留資格などをハローワークに届け出ることが義務付けられています。

雇入れ時の届出は、雇用保険の加入手続きと同時に行うことができます。記入方法は裏面をご覧ください。

※特別永住者と在留資格が「外交」「公用」の場合は、届出の対象とはなりません。

届出を怠ると30万円以下の罰金が科されます。

雇用保険加入手続き時の注意点

- 加入手続きは事業主が「雇用保険被保険者資格取得届」を提出して行います。
- 現在未加入でも、加入すべき方であったことが確認された場合には、**さかのぼって加入**できることとなっています。
- 事業主が加入手続きをしていないと思われる場合には、労働者は自ら、ハローワークに対し、雇用保険の加入が必要であるか否かの確認を請求することができます。



LL070804001

雇用保険業務取扱状況

項 目			令和8年6月	令和7年6月	前年同月比(%)
適用関係	新規適用事業所数		7	12	▲ 41.7
	廃止事業所数		16	12	33.3
	月末現在事業所数		4,889	4,945	▲ 1.1
	資格取得者数		681	699	▲ 2.6
	資格喪失者数		618	642	▲ 3.7
	月末現在被保険者数		66,285	68,115	▲ 2.7
給付関係	一般（基本手当）	受給資格決定件数	184	197	▲ 6.6
		受給者実人員	1,063	940	13.1
	高齢給付	受給者数	115	81	42.0
	短期特例	受給者数	9	7	28.6
	再就職手当	支給人員	77	63	22.2
	就業促進定着手当	支給人員	15	23	▲ 34.8
雇用継続給付	高 年 齢	受給要件確認件数	53	44	20.5
		受給者実人員	526	452	16.4
	育 児 休 業	受給要件確認件数	79	51	54.9
		受給者実人員	454	437	3.9
	介 護 休 業	受給者数	3	5	▲ 40.0
		受給者実人員	3	5	▲ 40.0
教育訓練給付	一般教育訓練	受給者数	15	15	0.0
	専門実践教育訓練	受給者実人員	6	5	20.0